

令和8年7月23日提出

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を次のように改正したいので、
議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和3年教育委員会規則第4号）の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域等に関する規則

第1条中「熊本市立小中学校」を「熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校」に
改める。

第2条を次のように改める。

（通学区域）

第2条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 義務教育学校の通学区域は、別表第3のとおりとする。

第3条中「又は別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第1中「第2条関係」を「第2条第1項関係」に改め、中緑小の項から川口小
の項までを削る。

別表第2中「第2条関係」を「第2条第2項関係」に改め、天明中の項を削り、同
表の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条第3項関係）

義務教育学校通学区域

義務教育 学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)
天明みらい学園	南区	中無田町		全域
		美登里町		全域
		内田町		全域
		銭塘町		全域
		海路口町		全域
		奥古閑町		全域
		川口町		全域

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 天明みらい学園への入学期日の通知及び就学校の指定をするために必要な行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域等に関する規則の規定の例により行うことができる。

(提出理由)

天明みらい学園の通学区域を定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号及び第13号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則（令和３年教育委員会規則第４号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<u>熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域等に関する規則</u> （趣旨） 第１条 この規則は、<u>熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）の通学区域を定めるとともに、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号。以下「施行令」という。）第５条及び第６条に規定する入学期日の通知及び学校の指定を実施するため、必要な手続を定めるものとする。 <u>（通学区域）</u> <u>第２条 小学校の通学区域は、別表第１のとおりとする。</u> <u>２ 中学校の通学区域は、別表第２のとおりとする。</u> <u>３ 義務教育学校の通学区域は、別表第３のとおりとする。</u> （就学校の指定） 第３条 熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施行令第５条の規定により保護者に入学期日を通知するとともに、別表第１ <u>から別表第３まで</u>の定めるところにより、就学予定者の居住地の実態に基づき就学すべき学校を指定するものとする。 ２ 教育委員会は、市長から学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の転入、転居について通知	<u>熊本市立小中学校の通学区域等に関する規則</u> （趣旨） 第１条 この規則は、<u>熊本市立小中学校</u>（以下「学校」という。）の通学区域を定めるとともに、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号。以下「施行令」という。）第５条及び第６条に規定する入学期日の通知及び学校の指定を実施するため、必要な手続を定めるものとする。 <u>（通学区域）</u> <u>第２条 小学校の通学区域は別表第１のとおりとし、中学校の通学区域は別表第２のとおりとする。</u> （就学校の指定） 第３条 熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施行令第５条の規定により保護者に入学期日を通知するとともに、別表第１ <u>又は別表第２</u>の定めるところにより、就学予定者の居住地の実態に基づき就学すべき学校を指定するものとする。 ２ 教育委員会は、市長から学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の転入、転居について通知	

があったときは、保護者に転入学期日を通知するとともに、別表第1 から別表第3までの定めるところにより、その児童生徒の就学すべき学校を指定するものとする。ただし、居住地の変更が同一通学区域内であるときは、この限りでない。

(指定校の変更)

第4条 保護者は、前条に規定する指定校以外の学校に入学又は転入学を希望する場合には、教育委員会に申立をし、指定校変更の許可を受けなければならない。

(通学区域外への就学)

第5条 指定校変更の許可を受けずに、指定された通学区域外の学校に就学する者があるときは、教育委員会は、速やかに居住地の学校へ転学させるものとする。ただし、情状により暫定的に期日を限って猶予することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1 (第2条第1項関係)

小学校通学区域

小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)
壺川小から飽田西小まで (略)				
<u>【削</u>				

があったときは、保護者に転入学期日を通知するとともに、別表第1 又は別表第2の定めるところにより、その児童生徒の就学すべき学校を指定するものとする。ただし、居住地の変更が同一通学区域内であるときは、この限りでない。

(指定校の変更)

第4条 保護者は、前条に規定する指定校以外の学校に入学又は転入学を希望する場合には、教育委員会に申立をし、指定校変更の許可を受けなければならない。

(通学区域外への就学)

第5条 指定校変更の許可を受けずに、指定された通学区域外の学校に就学する者があるときは、教育委員会は、速やかに居住地の学校へ転学させるものとする。ただし、情状により暫定的に期日を限って猶予することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1 (第2条関係)

小学校通学区域

小学校名	区	町名	街区及び住居番号 (住居表示実施区域)	地番 (住居表示未実施区域)
壺川小から飽田西小まで (略)				
<u>中緑小</u>	<u>南</u>	<u>中無田町</u>		<u>全域</u>

<u>る】</u>			
<u>【削</u>			
<u>る】</u>			
<u>【削</u>			
<u>る】</u>			
<u>【削</u>			
<u>る】</u>			
長嶺小から龍田西小まで（略）			

別表第2（第2条第2項関係）

中学校通学区域

中学校 名	区	町名	街区及び住 居番号 （住居表示 実施区域）	地番 （住居表示未 実施区域）	該当小学 校名
----------	---	----	--------------------------------	-----------------------	------------

出水中から飽田中まで（略）

<u>【削</u>				
<u>る】</u>				

長嶺中から植木北中まで（略）

別表第3（第2条第3項関係）

義務教育学校通学区域

	区	美登里町	全域
錢塘小	南	内田町	全域
	区	錢塘町	全域
奥古閑	南	海路口町	全域
小	区	奥古閑町	全域
川口小	南	川口町	全域
	区		
長嶺小から龍田西小まで（略）			

別表第2（第2条関係）

中学校通学区域

中学校 名	区	町名	街区及び住 居番号 （住居表示 実施区域）	地番 （住居表示未 実施区域）	該当小学 校名
----------	---	----	--------------------------------	-----------------------	------------

出水中から飽田中まで（略）

天明中	南	中無田町	全域	中緑小学
	区	美登里町	全域	校
		内田町	全域	錢塘小学
		錢塘町	全域	校
		海路口町	全域	奥古閑小
		奥古閑町	全域	学校
		川口町	全域	川口小学
				校

長嶺中から植木北中まで（略）

【新規】

義務教育学校名	区	町名	街区及び住居番号	地番
			(住居表示実施区域)	(住居表示未実施区域)
天明みらい学園	南	中無田町		全域
	区	美登里町		全域
		内田町		全域
		銭塘町		全域
		海路口町		全域
		奥古閑町		全域
		川口町		全域

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 天明みらい学園への入学期日の通知及び就学校の指定をするために必要な行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の熊本市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域等に関する規則の規定の例により行うことができる。